

令和 8 年 4 月 15 日  
浜松市教育委員会  
浜松市人事委員会

## 第Ⅱ類行政職員（短大・大学等）

採用予定日 令和 9 年 4 月 1 日

【第 1 次試験日】令和 8 年 6 月 21 日（日）

【申 込 期 間】令和 8 年 4 月 22 日（水）午後 1 時～令和 8 年 5 月 22 日（金）午後 1 時【受信有効】

目指す職員像 ～変化を先取りし、市民の目線で考え、果敢に行動する職員～

### 本試験の主なポイント

- ◆ 1 次試験の筆記試験は、専門試験のみです。

## 1 試験区分・採用予定人数・職務内容

試験区分	採用 予定人数	主な職務内容
幼稚園教諭・保育士・保育教諭	15 人程度	市立幼稚園・保育園・こども園での園児の保育、一時保護児童の観察および指導などの業務

※ 採用予定人数は、欠員等の状況により変更する場合があります。

## 2 受験資格

次の（1）から（4）までの要件を満たすことが必要です。

### （1） 次のいずれかに該当する人

- ・ 日本国籍を有する人（令和 9 年 3 月までに取得見込みの人を含む。）
- ・ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者（令和 9 年 3 月までに取得見込みの人を含む。）
- ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者（令和 9 年 3 月までに取得見込みの人を含む。）

### （2） 地方公務員法第 16 条に定める欠格条項に該当しない人

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 浜松市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

(3) 学校教育法第9条に定める欠格条項に該当しない人

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられた人
- ・ 教育職員免許法第10条第1項第2号または第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない人
- ・ 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない人

(4) 次のいずれにも該当する人

- ① 平成8年4月2日以降に生まれた人
- ② 幼稚園教諭免許および保育士資格の両方を有する人（令和9年3月までに取得見込みの人を含む。）

※ 同日に実施される第I類行政職員、第I類消防職員、第I類・IV類行政職員<令和8年10月1日採用>、第I類行政職員<佐久間病院勤務>を併せて受験することはできません。

※ 免許・資格取得見込みで受験した人で、当該免許・資格を取得できなかった場合は採用されません。

### 3 試験日程

試験	日程	会場	合格発表
第1次試験	[筆記試験] 6月21日(日)	浜松市立高等学校 (浜松市中央区広沢 1-21-1)	【実技試験および個別面接対象者の発表】 7月2日(木) 浜松市ホームページに実技試験および個別面接対象者の受験番号を掲示します。
	[実技試験・個別面接] 8月上旬	[実技試験] あいホール (浜松市中央区幸 3-3-1)  [個別面接] クリエート浜松 (浜松市中央区早馬町 2-1) または 浜松市地域情報センター (浜松市中央区中央 1-12-7)	【第1次試験合格発表】 8月12日(水) 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。
第2次試験	[小論文試験・個別面接] 8月下旬	クリエート浜松 (浜松市中央区早馬町 2-1) または 浜松市地域情報センター (浜松市中央区中央 1-12-7)	【最終合格発表】 9月10日(木) 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。また、受験者全員に結果を郵送でお知らせします。

※1 スケジュール、会場等は変更する場合がありますので、人事委員会から送付する案内を必ず確認してください。

※2 第1次試験筆記試験の成績により、第1次試験実技試験および個別面接の受験対象者を決定します。

※3 第2次試験時に、就業上の配慮事項などを確認するため、人事委員会が指定した身体検査票を提出していただきます。

## 4 試験の内容

試験科目		内容	配点	
第1次試験	専門試験	専門的知識および能力について、筆記試験を行います。 (90分)〔別表参照〕	100点	900点
	性格検査	面接試験の参考とするため、職務遂行上必要な資質、適性等について、主に性格的な面から検査します。	—	
	面接試験	人柄、意欲、対人関係能力等について、個別面接を行います。	600点	
	実技試験	職務遂行上必要な職員としての適応性、能力について実技試験を行います。	200点	
第2次試験	小論文試験	課題の理解力、表現力、文章構成力等について、論述試験を行います。(60分)	100点	400点
	面接試験	人柄、意欲、対人関係能力等について、個別面接を行います。	300点	

別表 **筆記試験（専門）** の出題分野（30題・択一式）

幼稚園教諭・保育士・保育教諭	教職概論、幼児教育教師論、教育行財政、幼児教育学、幼児教育心理学、教育制度論、教育行政学、教育社会学、教育経営論、教育課程論、教育内容論、学習指導論、教育方法・技術論、保育内容指導法、幼児理解、教育相談等
----------------	--

- ※1 第1次試験筆記試験の成績により、第1次試験実技試験および個別面接の受験対象者を決定します。
- ※2 最終合格者は、第2次試験の結果により決定します。**（第1次試験の結果は反映されません。）**
- ※3 どの試験段階においても、いずれかの試験科目の評価が一定の基準に達しない場合には、他の試験科目の成績に関わらず不合格とします。
- ※4 採用試験の受験にあたり、**受験資格がない場合や受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合**、試験中の不正行為や採用試験の円滑な運営に著しく支障をきたすような行為が確認された場合、その他公務に携わる者としてふさわしくない行為が確認された場合には、成績のいかんに関わらず**失格とすることがあります。**

## 5 受験申込手続き

### (1) インターネットによる申込み

浜松市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) から、『職員採用』にアクセスし、詳しい申込手続きを確認して申し込んでください。

手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インターネットに接続が可能なデバイス（パソコンやスマートフォン等）</li> <li>○本人の電子メールアドレス</li> <li>○A4用紙の印刷が可能なプリンター（受験票を印刷するため）</li> </ul>
-----------	--

<p>申込期間等</p>	<p>令和8年4月22日（水）午後1時から<b>令和8年5月22日（金）午後1時</b></p> <p>※ 申込期間中は24時間いつでも申し込むことができますが、時間に余裕をもって申し込んでください。</p> <p>※ デバイスの機種や環境により利用できない場合があります。</p>
<p>受験申込の流れ</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>申込手続きの前に、電子申込システムへの会員登録が必要になります。</p> <p>①共通項目の入力が完了すると、募集中の試験区分（例：第2類行政職員）が表示されます。 <b>引き続き、②職種選択を行ってください。</b></p> <p>審査結果通知を受信するまで、<u>申込は受理されていません。</u> 申込内容に確認事項がある場合は、電話等にてご連絡します。</p> <p>第1次試験日の<u>1週間前までに</u>メッセージで受験票、宣誓書・自己紹介書等のお知らせが届きます。 マイページから受験票、宣誓書・自己紹介書等をダウンロード、印刷して必要事項を記入のうえ写真を貼付し、第1次試験時に持参してください。</p> </div> <div style="width: 65%; text-align: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>受験申込者</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           ・新規会員登録 ・マイページログイン         </div> <div style="margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>①【共通項目入力】</b> 必要情報の入力         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>②【職種選択】</b> 該当する試験区分を選択         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           メール受信・申込完了         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           メール受信・<b>受付完了</b> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; margin-top: 20px;">           マイページにログイン 受験票データ（PDF）等をダウンロードして印刷         </div> <div style="margin-bottom: 10px;">↓</div> <p>第1次試験当日、試験会場へ持参</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>電子申込システム</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">           申込内容の受信 申込内容の審査         </div> <div style="margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">           1週間以内         </div> <div style="margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">           申込内容の審査結果通知         </div> <div style="margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">           必要書類の発行 ・受験票 ・宣誓書・自己紹介書等 ※第1次試験1週間前まで         </div> </div> </div> </div> </div>
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・画面上の注意事項をよく確認のうえ、入力してください。</li> <li>・<b>マイページへの登録や共通項目入力だけでは受験申込の完了となりません。</b>引き続き、該当する試験区分から職種の選択（上記②）を行ってください。</li> <li>・学歴、職歴、免許・資格の入力欄が不足する場合は、右上に「氏名・生年月日」を記入したA4別紙を作成し、共通項目入力時（上記①）にアップロードしてください。</li> </ul>

(2) 郵便での申込み（やむを得ない場合のみ）

提出書類	①採用試験受験願書 ②返信用封筒（長形3号封筒に、あて先を記入し、110円切手を貼付したもの）
申込先	浜松市人事委員会事務局（〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目12番7号）
申込期間等	令和8年4月22日（水）から <b>令和8年5月22日（金）※必着</b> ・提出書類を封筒に入れ、宛名の左側に「受験申込」と朱書きして送付してください。 ・郵送の際は必ず「 <b>簡易書留郵便</b> 」を利用してください。 <b>簡易書留郵便を利用せずに郵送された場合の事故等については、責任を負いません。</b> ・期日を過ぎた申込みは理由のいかんに関わらず受け付けできません。
受験票等の発送	第1次試験日の1週間前までに受験票、宣誓書・自己紹介書等を発送します。宣誓書・自己紹介書に必要事項を記入のうえ写真を貼付し、受験票とともに第1次試験時に持参してください。

## 6 合格から採用まで

- 最終合格者は、人事委員会が試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に、成績順に採用候補者として登載されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- 採用時に幼稚園教諭として幼稚園等に配属される人は教育委員会を、保育士として保育園等に、保育教諭としてこども園に配属される人は市長を任命権者として採用します。なお、任命権者内、任命権者間での人事異動により職名が変更される場合があります。
- 任命権者は、採用候補者に対して意向調査を行い、欠員等の状況に応じて、名簿有効期間内に採用します。
- 採用予定日は原則として令和9年4月1日です。  
※ 欠員等の状況により、勤務可能な人は採用予定日以前に採用される場合があります。  
※ **採用予定日に勤務できない人は、採用されない場合があります。**
- 最終合格者は、本人の責めに帰する事由や採用辞退の場合を除きほとんどの人が採用されています。  
※ **受験資格に定める免許・資格を取得できなかった人や、学校等を卒業できなかった人は採用されませんので、ご了承ください。**また、提出書類等に重大な虚偽や秘匿等が判明した場合には、採用されないことがあります。
- 幼稚園教諭・保育士・保育教諭については、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの過程において、文書等により特定性犯罪の前科の有無を確認し、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、採用されないこととなりますので、あらかじめご了承ください。

## 7 勤務条件

勤務条件は浜松市条例に基づきます。また、採用されるまでに条例などの改正が行われた場合には、その定めるところによります。（以下、令和8年4月1日現在のもの。）

(1) 初任給

職種	区分	初任給月額
幼稚園教諭・保育士・保育教諭	短大2卒	約237,000円
	大学卒	約249,000円

この初任給は地域手当等を含んだ額です。

卒業後の経歴または免許取得後の職歴等がある場合には、一定の基準に基づいて決定します。

- (2) 期末・勤勉手当（ボーナス）  
給料（本給）、地域手当等の1カ月分をベースに年間4.65カ月分が支給されます。  
（採用初年は採用される月によって異なります。）
- (3) 諸手当  
通勤状況、住まいの状況、家族の状況、勤務の状況等に応じて、通勤、住居、扶養、時間外勤務などの諸手当が支給されます。
- (4) 勤務時間・休日等
- ① 幼稚園に配属の場合
    - ・勤務時間：4週間を平均して1週間あたり38時間45分とし、午前7時半から午後7時までの間で割り振ります。（1日の勤務時間は7時間45分）
    - ・休日等：原則として土曜日、日曜日、祝日、年末年始です。
  - ② 保育園・こども園に配属の場合
    - ・勤務時間：4週間を平均して1週間あたり38時間45分とし、午前6時45分から午後7時15分までの間で割り振ります。（1日の勤務時間は7時間45分）
    - ・休日等：原則として日曜日および4週間について4日、祝日、年末年始です。
  - ③ 一時保護所に配属の場合
    - ・勤務時間：4週間を平均して1週間あたり38時間45分とし、午前6時から午後10時までの間で割り振ります。（1日の勤務時間は7時間45分）
    - ・休日等：原則として4週間について8日です。  
（その他宿直あり）
  - ④ その他の所属に配属の場合
    - ・勤務時間：原則として午前8時30分から午後5時15分まで
    - ・休日等：原則として土曜日、日曜日、祝日、年末年始です。
    - ・ただし、勤務場所等により異なる場合があります。
- (5) 勤務場所  
原則として、浜松市内の施設等。ただし、職務内容等により異なる場合があります。
- (6) 休暇等  
年次休暇（年間20日付与（採用初年は採用される月によって異なります。）、未使用分は20日を限度に翌年に繰越しできます。）のほかに、特別休暇（結婚、出産、忌引、夏季休暇等）、病気療養等のための休暇などがあります。また、育児休業、介護休暇などの制度もあります。
- (7) 喫煙について  
健康増進法改正に伴い、行政機関は敷地内での禁煙が義務づけられました。原則勤務場所での喫煙はできません。

## 8 注意事項等

- (1) この採用試験は、浜松市教育委員会と浜松市人事委員会が実施するものです。
- (2) 試験内容についてのお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。
- (3) 提出された書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。
- (4) 提出書類に記載された個人情報および採用試験の結果については、教育委員会と人事委員会で行う試験および任命権者で行う採用事務などの目的以外に使用することはありません。
- (5) この採用試験に申し込む人は、同日に行われる他の浜松市職員採用試験・選考に重複して申し込むことはできません。
- (6) **受験資格がない場合や、受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。**

(7) 日本国籍を有しない人が採用された場合は、浜松市の定める基準に基づいて、次の①および②以外の職に就くことになります。

① 公権力の行使に当たる業務

(市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務、市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務、市民に対して強制力をもって執行する業務など)

[例] 各種の許認可、税の賦課・滞納処分、占用許可、各種規制、生活保護の決定、都市計画決定、開発規制、建築行為の規制

② 公の意思の形成に参画する職 (行政の企画、立案、決定等に関与する職)

(8) 第1次試験で不合格となった人で希望者には、個人の成績および結果を、**第1次試験合格発表日以後1カ月間**に限り本人からの申請 (インターネット・郵便) に基づいてお知らせします。

- ・インターネットによる申請方法は、合格発表日以後、浜松市ホームページでご確認ください。
- ・郵便での手続きは、様式は問いませんので、受験番号、氏名、生年月日、住所あるいは連絡先の住所および電話番号を記載のうえ、成績開示希望と書いた書面により申請してください。あて先を明記し110円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封して、裏表紙の問い合わせ先まで郵送してください。
- ・第2次試験で不合格となった人には、合格発表時に個人の成績および結果を郵送でお知らせします。

(9) 身体の障がい等のため受験上の配慮を必要とされる人は、必ず申込みの際に電話等でご相談ください。

## ◎ 第1次試験 (筆記) 会場案内図

浜松市立高等学校 (浜松市中央区広沢一丁目 21-1)



### ■ 遠鉄バス

(JR 浜松駅バスターミナルより約 15 分)

- ・ 2 番のりば：医療センター方面行き  
…「市立高校」下車
- ・ 1 番のりば：舘山寺温泉方面行き  
…「鹿谷町」下車、徒歩 5 分
- ・ 15 番のりば：気賀・三ヶ日方面行き…  
「鹿谷町」下車、徒歩 5 分

## 9 お問い合わせ先

### 浜松市人事委員会事務局

- ・ TEL 053-457-2201 (平日 8時30分～17時15分)
- ・ FAX 053-457-2089
- ・ 〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目12番7号 (地域情報センター3階)

### 重要

災害等の理由により試験の実施について変更などがある場合は、浜松市ホームページ (トップ→職員採用) および LINE 公式アカウントでお知らせします。確実に情報を受信いただけるよう、LINE 公式アカウントの登録をお願いいたします。

● 浜松市職員採用ホームページ

浜松市 職員採用

検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shise/shokuinsaiyo/index.html>

採用試験情報のほか、浜松市の仕事研究に役立つ紹介動画や先輩職員からのメッセージ、TOPICS など、様々なコンテンツを掲載しています。



● 浜松市LINE公式アカウント「浜松市役所職員採用情報」

<https://liff.line.me/1645278921-kWRPP32q/?accountId=wpr0868p>

最新の採用試験情報、イベント情報を随時発信しています。



● 「浜松市役所仕事研究ガイド」

仕事研究ガイド

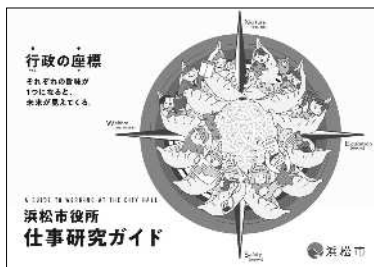
検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/jinji-iinkai/officer/guide.html#guide2401>

各区役所区振興課、行政センター、支所等に配架しています。  
電子ブックでも閲覧可能です。



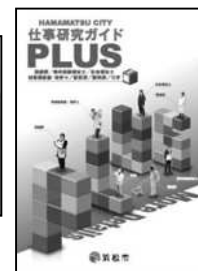
< 総合版 >



< 入門編 >



< 技術職・免許資格職 特化版 >



● 「健康経営優良法人2026（大規模法人部門）」に認定

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/wellnessproject/kyogikai/hamamatsuyuryohojin.html>

浜松市では、働きやすい環境を整えるため、職員の心身の健康づくりに積極的に取り組む「健康経営」を実践しています。  
政令指定都市および静岡県内自治体では、浜松市が初めての認定取得団体です。浜松市における健康経営の取組みをご覧ください。

